

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

田原本町

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. 川東地区

##### (1) 現況

本地区は、町の東部および北部に位置し、町の農業の中心地域で、大和川及び寺川に沿って南北にのびる農用地については、水稻を中心に都市近郊の利点を生かした施設野菜や花き栽培が盛んな地域である。ほ場条件としては、条里制の遺構がよくのこり区画形状は比較的良好で、道路・水路、暗きょ排水等も各種基盤整備事業により概ね整備されている。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 2. 都地区

##### (1) 現況

本地区は、町の中心地に接する西部地域に位置し、寺川水系の豊富な水資源を活用した稲作地帯である。また、本地区は昭和 40 年代から住宅開発が進み今後も開発が進むことが想定される。区画形状は、条里制の遺構が残りほ場条件は良好である。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 3. 平野地区

##### (1) 現況

本地区は、町の西部に位置し飛鳥川、曾我川、寺川水系の豊富な水資源を活用した稲作地帯である。また、本地区は住宅開発等の影響をあまり受けておらず、区画形状は条里制の遺構が残り、用水は吉野川分水、排水は県営排水対策特別事業等が整備されておりほ場条件は良好である。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業(多面的機能支払交付

(様式第 2-12 号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

金事業)を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 4. 多地区

##### (1) 現況

本地区は、町の南部に位置し飛鳥川、曾我川水系の豊富な水資源を活用した稲作地帯である。また、本地区は住宅開発等の影響をあまり受けておらず、区画形状は条里制の遺構が残り、用水は倉橋ため池の受益地であり、基盤整備事業により整備された良好なほ場が広がっている。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	川東地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業。
②	都地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業。
③	平野地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業。
④	多地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業。

### 4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。